

「制度改革」について

1980年以降、実験・実習教育の充実と「実習教員」に対する様々な制限や差別等を一扫しようとして取り組み、1993年までの通算7回、議員立法として国会で『制度改革法案』が審議されました。しかし、解散による廃案をくり返して採決されず、結局成立に至りませんでした。

『制度改革(教諭一元化)法案』とは？

正式名称「学校教育法等一部を改正する法律案」

学校教育法の改正

「実習助手」を削除し職務規程をなくす。

高校定数法の改正

教諭と実習助手の定数を合計して一本化する。

文科省省令の改正

理科実験および障害児学校の特殊教科担当の教諭免許をあらたに取得できるようにする。

関連法案の改正

制度改革にともなう関連法を改正する。

経過措置

法律成立時に「実習助手」であるものに対し、一定の期間の経過措置をもうける。

というものです。

現在、法案としての上程はされていませんが、実習教員部運動の根幹をなすのは、『制度改革(教諭一元化)』の精神です。ぜひ、毎年おこなっている「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革実現を求める署名」にご協力ください。

実習教員の任用改善のために

本県では、正規実習教員の長年の退職不補充などにより期限付実習教員が3分の1にも達しています。背景には、「教育予算の削減」「座学重視」など多くの問題がありますが、これらの改善のために専門部交渉を通し、実習教員をすべて正規採用すること、現期限付実習教員を全員正規採用することを、県教委に対して強く要求しています。

その結果、理科実習教員の採用試験が復活されましたが採用数はわずかで十分ではありません。ひきつづき、大幅な採用増を求め、ねばり強く要求していきます。

実習教員の賃金を大幅改善

長年のたたかいによって、本県をはじめ、全国のほとんどの県の実習教員は、なんらかの形で2級に格付けされる道がつけられています。これによって私たちの賃金は大きく改善されています。



しかし近年、本県をはじめ、全国的に廃止あるいは格付け時期を遅らせるなどの圧力が強まっています。これをはねのけるため、愛高教実習教員部や全国の仲間がたたかっています。2級格付け制度を守るために、より多くのおみなさんの力が必要です！

あなたの力が必要です！

いまある権利や待遇はだまっけていたものではありません。全国の仲間が連帯してたたかい、改善や維持させた結果です。

「なにもいわなければなにも変わりません！」
みなさんの組合加入を心からお待ちしています。

あなたも私たちの仲間に

私たちは、実験・実習教育の充実と、県下約600名の実習教員の待遇改善のために運動しています。



愛知県高等学校教職員組合
実習教員部

〒460-0007 名古屋市中区新栄1丁目49-10

愛知県教育会館5階

TEL: 052(261)8155 FAX: 052(261)8158

E-mail: aikoukyo@aikoukyo.com

URL: http://aikoukyo.com

削減された2級格付のための 認定講習講座数を改善させる！

実習教員が2級格付のために受講できる認定講習が、2016年度の5講座から2017年度は2講座（日程が同じで実質1講座）へと激減となりました。専門部交渉で強く講座数の維持を訴え、その結果、2018年度は講座数が3講座（日程は3講座とも別日程）に改善されました。

「職名」と「呼称」

「実習助手」という職名は正式な名称でありながら、学校現場で矛盾や差別などさまざまな問題をもたらしています。それらを改善するため、愛高教のとりくみにより、呼称「実習教員」が使用できるようになりました。

県教委の通知では、「**学校経営案、職員録、校内の簡易な文書等は『呼称』の実習教員を使用する**」となっており、**教員評価制度もすべて「実習教員」と**なりました。また、定数内示の表にも「実習教員」と記載がされています。

文科省も、「**各県で呼称としてつけることに問題ない**」、「**各県で使用する呼称については、現行制度上では違法とは考えていない**」と答弁しています。

今後も、アイシステムを含むすべてのところで「実習教員」が使用できるようとりくんでいきます。みなさんも積極的に「実習教員」を使用しましょう！

きりとり

愛知県高等学校教職員組合 加入届

氏名	
勤務校	
連絡先	

実習教員の昇格基準

職業科の実習教員の場合

職業科（農業・工業・商業・水産・商船・家庭・看護）または職業実習の高等学校教諭普通免許の所有者で、それぞれの教科に対応する学科の実習教員、年齢36歳以上でかつ実習教員経験14年以上あること（実習教員経験年数には、初任給決定時の前歴経験年数と実習教員経験年数（6年以上ある場合）を合算することができる）

理科担当の実習教員場合

次のか のいずれかの資格を有するもの

高等学校1種理科免許状所有者で、年齢40歳以上、経験年数17年以上（うち実習教員としての経験が8年以上）、勤務成績優秀・所属長の推薦がある。

認定講習で教科5単位と教職5単位を取得、年齢46歳以上、経験年数20年以上（うち実習教員としての経験が10年以上）、勤務成績優秀・所属長の推薦がある。

上記の昇格については、理科を「50%以上」やっている者に限るとありますが、理科の実習教員が1名の場合、理科担当とみなすことを専門部交渉で確認しています。

障害児学校の実習教員

理容・美容・あん摩マッサージ・はり・灸師のいずれかの職務に対応する免許の所有者で、認定講習において、「特殊教育に関する科目」を5単位取得。

上記以外の実習教員であって、養護学校1種免許所有者か、養護学校2種免許所有者であって、認定講習において「特殊教育に関する科目」を5単位取得。

上記か のいずれかに加え、年齢46歳以上、経験年数20年以上（うち実習教員としての経験が10年以上）、勤務成績優秀・所属長の推薦がある。

仲間との楽しい学習交流

「学習会」「見学会」「交流会」

実習教員といっても、各学校、専門学科によって待遇やあつかいも様々です。配置もひとりだけの学校もあります。同じ実習教員でしかわからないこともあります。そこで、実習教員の交流や学習、情報交換のために、学習会や交流会なども企画しています。ひとりで悩まずに、ぜひこのような場を活用してください。みなさんの参加をお待ちしています。



必ず力になりますよ！

実習教員の職務って？

学校教育法60条4項に「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」とのみ記されています。そのため、「だから...は出来ない」と恣意的に解釈されて、多くの実習教員が補助的な作業に押し込まれています。しかし、この「助ける」は「教頭は校長を助け」「助教諭は教諭を助け」など同法にあるように、同じ「助ける」で「実習助手」だけが補助的業務という論法は成り立ちません。

また、わたしたちとの交渉の中で文科省も、実習教員について「**生徒の指導を行うことは職務規程に違反しないものである**」との認識を明らかにしています。